



Contents

- ◇ 社長室から、こんど~です
- ◇ 経営まめ知識：『中国などの海外進出のポイント』
- ◇ いまさら聞けない相続税の仕組シリーズ

11
2013
Vol.120



大成経営コンサルティンググループは、財務会計総合コンサルタント業として、
企業経営に関するあらゆるご相談にワンストップで対応しております。

- ◆(株)大成経営開発 財務会計総合コンサルティング <http://www.taiseikeiei.co.jp>
- ◆(株)大成不動産 不動産 ・ 資産運用
- ◆(株)アップワード エスト保険 生命保険、損害保険 <http://www14.ocn.ne.jp/~esthoken>
- ◆(株)大成アフェクション 居宅介護支援、通所介護事業
- ◆(株)大成グローバルトレーディング 商社、貿易業務 <http://www.taisei-gt.co.jp>

アイクス税理士法人・清永税理士事務所・飛石税理士事務所・徳留税理士事務所・高木社会保険労務士事務所・竹馬社会保険労務士事務所・社会保険労務士あきおか事務所・おかもと社会保険労務士事務所・須賀経営労務研究所・的場土地家屋調査士事務所・行政書士法人エド・ヴォン・司法書士法人緒方事務所

社長室から、こんど~です

秋も深まり今年も残すところ約2か月となりました。毎月熊本、東京、大阪、たまにベトナムの移動を繰り返していますが、8割は飛行機で残りが新幹線です。

そこで今月は世界一の現場力と言われる新幹線お掃除の天使たちのお話です。



新幹線のお掃除で有名になった会社は**鉄道整備株式会社（テッセイ）**と呼ばれJR東日本のグループ会社です。東京サービスセンターを拠点に4か所のサービスセンターに800人以上が勤務しており、メインの仕事は車両清掃、駅構内の清掃です。

一日110本の車両、年末年始などは160本の掃除します。1チーム22名で交代制でさばっていて、平均年齢は52歳で女性比率50%です。1年で200人近くを採用しますが1か月で半数は辞めてしまうそうです。それを聞くとなかなか簡単な仕事ではありません。

ホームにきちんと整列をし列車を迎えお辞儀をする、限られた時間7分間の中ですべてを終わらせ、またお辞儀で終わる「礼に始まり、礼に終わる」。ここで働く人たちが「お掃除の天使たち」と呼ばれ各局のテレビで紹介されて、今や知らない人はいないほどです。

夏休みのテレビ番組でも小学生がこのお掃除に挑戦し、チームワークや礼儀、そしてスピードなどを学ぶ番組もありました。見ているほうは凄いなと思うばかりですが、働いているテッセイの皆さんは掃除が毎日の仕事であり、自分の生活の糧を得るためです。たぶん、時には嫌になったりすることもあるはず、経営者から言えば清掃で社員のモチベーションを保ち活性化させていくのは大変だと思います。

このテッセイにはディズニーと同じように「エンジェルリポート」と言う仕組みがあるそうです。頑張っている人を上司や仲間たちが褒める仕組みで、コツコツと頑張っている人、良い取り組みをしている人を埋もれさせないで、その**努力や頑張りを認め、評価する為に考え出された仕組み**です。

エンジェルリポートの中の一つを簡単にご紹介します。

60歳を過ぎてパートでこの仕事を始めました。親会社はJRできちんとしているし掃除は嫌いではなかったから、でもお掃除のおばさんをしていることは誰にも知られたくありませんでした。娘も夫も親類にばれないようにしてくださいと言いました。働き始めると周りの人もいい人だし、赤いジャンパーの制服も若返ったような気がして気に入っていました。ここの人たちは掃除だけをしているのかと思っていたら全く違いました。**ホームで困っている人がいたら真っ先に声をかけお手伝いする接客業**です。

ある日いつものようにホームに並んでいた時に親戚にあっけしき見つかってしまいました。プライドの高い親戚に新幹線のお掃除している所見られてしまったのです。自分の中ではもうやりがいのある仕事と思い始めていたので複雑な思いでした。テレビで見えて知っていた親戚から電話があり、**すごい立派な仕事やってるんだねと言われうれしくなりました**。翌年パートから正社員の試験を受けました。社員になりたい動機について聞かれ今までの事を全部話してこう締めくくりました。

「私はこの会社に入るときにプライドを捨てました。でも、この会社に入って新しいプライドを得ました。」

赤いジャンパーの真っ赤なプライド

真っ赤なジャンパーを着て私は今日も駅のホームにいます。

列車に乗られる時にちょっと気を付けてご覧ください。

ありがとうございました。



(株)大成経営開発社長近藤記



社長ブログ：近藤社長の体と会社のダイエット日記
毎日更新しています！是非読んでください！
<http://www.taiseikeiei.co.jp/blog/diet>

経営まめ知識：『中国などの海外進出のポイント』



いま熊本です。もう11月ですが、みなさま如何お過ごしでしょうか？

このところベトナムだけに限らず海外進出、特にアジアについての相談が多くなりましたね！！

昨日も熊本のお客様から中国とベトナムについての具体的な依頼がありました。

ところで知り合いのコンサルタントから面白い話を聞きました。それは中国進出した日系企業の成功・失敗事例と日本人・日系企業と中国人・中国企業についての違いです。非常に的を射ている話なのでご紹介したいと思います。

まず**日系企業は、中国というラグビー場でサッカーをやっている**そうです。サッカーをやりながら手でボールを持って行かれてしまう。これでは、勝ち目がありませんね???それは中国という国と中国人を知らないからそうなるようです。

成功する企業と失敗する企業の違いは、やはり『**敵を知り己を知れば百戦危うからず**』のごとく事前準備に尽きるという事です。

成功している日系企業は、**台湾人や台湾企業を採用している企業が多い**そうです。なぜなら、**中国と言葉が同じで歴史も似ていて中国人の事をよく知っている**。

したがって中国で成功しているのは、台湾人と台湾企業が多いのです。そのうえで日本からマネジメントなどを学んでいるので**日本の事もよく知っている**からです。

やはりその国で成功するためには、市場という国民性や習慣、歴史などを理解しないと成功は難しいと思います。

それと国民性についても全然違います。日本人が、『**利益重視のコツコツ歩兵型**』なら中国人は『**シェアとスピード重視の集中空爆型**』です。どちらが正しいかは、別問題です。中国という国で事業をしようと思うと理解していないといけないという事になります。**でないラグビー場でサッカーをやるという事になる**からです。勝ち目は、ありませんね。

また、新興国の秀才は、後進者として世界中で非常に勉強をしています。例えば中国の場合、高品質なモノ造りや効率的生産などについては、日本より学んでいます。

ところが、マーケティングやセールスについては、米国がモデルになっているようです。**世界中から一番いいモノや経営方法などを学び実践している**という事です。

このような事例は、中国に限った事ではありません。かつての韓国・台湾・シンガポールなどもそうです。今では、インド・インドネシア・アセアンなどの秀才たちとその国々がその様な状況です。

ICT（情報通信技術）の関係で世界が一つになり、インターネットさえあれば瞬時に情報が入ります。今後は、ますますそのスピードを増していく事でしょう。**グローバル化の時代**ですね！！

いつの時代も時流と情報と事前準備とスピードなのではないでしょうか？変化の激しい時代なので不確実性の時代ですが、未来予測という仮説がいくつも必要な時代ですね！！

そんな心境で世の中を観ています。

今年も残り1か月余りとなりました。みなさまの益々の発展をお祈りします。

熊本事務所にて



会長ブログ：自由人石本の毘沙門天世界放浪記
毎日更新しています！是非読んでください！
<http://www.taisei-gt.co.jp/blog/>

💡 いまさら聞けない相続税の仕組シリーズ

10月号では、相続を円滑に進める為の方法として遺言書が有効というお話をしました。今月号では遺言書の中の公正証書遺言書について説明させていただきます。

残る家族の安心のためにも遺言書を作成しませんか？

こんな方は、遺言書が必要です。

- 不動産や未公開株など分割しにくい財産が多い。
- 子供がいない。
- 子供たちの仲が悪い。
- 子供達の経済格差が大きい。
- 死後、第三者に財産を譲りたい。
- 事業を営んだり、賃貸物件を保有している
- 再婚し前妻に子供がいる
- 入籍してないパートナーがいる
- 葬儀・墓地等に希望がある
- 死後、相続人に伝えたい想いがある



公正証書遺言書がお勧めです。

なぜ？公正証書遺言書なのか。
それは、遺言書の中で、もっとも安全で確実であるからです。

【メリット】

- 原本が公証役場に保存されるため、遺言書がなくなったり、書き換えられたり、破られたりする危険がない。
- 遺言書を実行する際にも、裁判所の検認の手続きが不要なので、相続人も費用や手間の負担が減る。

【その他】

- 公正証書遺言書の作成する際には、証人が2人必要になります。
※未成年者・推定相続人・受贈者及びその配偶者並びに直系血族、四親等内の親族などは証人にはなれません。
- 公正証書遺言書を作成する際には、目的の価額によって費用が掛かります。

遺言書には、ルールがあります。

相続人は最低限度、相続財産を受け取る権利があります。
そのことを遺留分と言いますが、遺留分を犯してしまえば、相続人同士で争う原因となる場合がありますので注意が必要です。



編集後記： 今ごろ急に冷え込んできて、すっかり秋という感じです。紅葉も見ごろではないでしょうか？。もう来月は12月、冬です！雪が降ってるかもしれませんね。ちょっと大袈裟でしょうか・・・今月号の表紙は七五三の時期ということで阿蘇神社にある鮮やかな真っ黄色な銀杏です！りっぱな銀杏ですよ！！

